

男女共同参画基本計画改定に関する意見

平成 17 年 10 月 13 日
全 国 知 事 会
男女共同参画特別委員会

男女共同参画基本計画改定にあたっては、地域における実態を踏まえ、地方公共団体の意見を十分反映した上で策定することが必要である。ついては、基本計画に、別添の項目を追加するよう求める。

なお、真の男女平等、男女共同参画社会の実現のため、次の施策について、引き続き推進されたい。

1. 次世代育成支援対策の推進について

子育てを社会全体で支援するため、国民の意識改革推進のための積極的な広報の実施、子育て環境の整備、子育て家庭への経済的支援の充実、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しなど、総合的に次世代育成支援対策を推進すること。

2. 自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくりについて

仕事と家庭生活を両立できる環境を整備するため、特定事業主行動計画に基づく都道府県の取組に対する支援を行うこと。

3. 女性の健康支援について

自治体においては、性差の視点で設置された「女性専用外来」を通して、女性に対する保健・医療・福祉サービスの提供に取り組んでいるところであるが、国において生涯を通じた総合的、包括的なこれらのサービスを保障するシステムを政策的に確立すること。

4. DV対策の推進について

DV被害者に関し、全国的に一定水準のサービスを提供するため、広域連携に関する全国的な基準の整備を行うなど、DV被害者の受け入れ環境を整備すること。

男女共同参画基本計画改定にあたって追加すべき項目

- 女性国会議員の割合拡大
 - ・比例区の候補者名簿登録における一定割合の設定（クォータ制）の導入
- 審議会等委員の任命に係る法令上の職務指定の見直し
- 特定事業主行動計画に基づく都道府県の取組に対する支援
 - ・優良事例の普及、男性を含めた育児休業率の公表等情報提供
- 国家公務員の常勤職員の短時間勤務制度等の早期導入の検討
- M字型カーブの要因分析、各種統計における都道府県別データの公表など、男女共同参画の状況把握のための調査・研究の充実
- 国民の意識改革の推進
 - ・家事・育児における男女共同参画に関する国民的意識啓発、参加促進
 - ・国民の意識改革推進のための、積極的な広報の実施
- 「ジェンダー」の使用について後退しないように
- 女性の再就職の支援の総合的な取組に向けた計画の推進体制の整備、強化
- 両親の家事・育児参加の促進
 - ・父親・母親の育児休業取得の促進
 - ・父親の産後期間の休業制度の創設
- 企業及び中小企業に対する働きかけ
 - ・一般事業主行動計画に関する都道府県への情報提供
 - ・多様な就業形態に対応した処遇や雇用補償制度の整備
 - ・中小企業等への意識改革
 - ・中小企業に対する、働く場の男女の職業生活と家庭・地域生活の両立に向けた効果的な啓発・広報、指導・援助の強化
 - ・300人以下の従業員を雇用する事業主における一般事業主行動計画の策定の義務付け
- 育児休業取得者に対する補償の充実
 - ・育児休業給付金の支給割合の引き上げ
- 地方公務員における育児・介護のための短時間勤務制の導入
- 子育てに係る経済的負担の軽減
 - ・乳幼児医療費助成制度の創設
 - ・児童手当の拡充
- 保育サービス、放課後児童対策の充実
 - ・待機児童ゼロに向けた保育所の整備促進
 - ・特別保育の充実支援
 - ・放課後児童クラブへの支援強化
- 地域における自主的な子育て支援活動の支援
- 小児慢性特定疾患の治療に係る対象者の拡充

- 地域の実情とニーズに即した次世代育成支援の施策展開が図られるよう、国と地方の新たな枠組みの検討
- 全国画一的視点から、地域性を活かした施策が展開されるような視点への転換
- 高齢者に対する虐待の実態に関する調査研究
- 公営住宅におけるシルバーハウジングの整備の推進
- バリアフリー化等住宅リフォームの推進
- DV防止のための予防教育の推進
- 都道府県の広域連携のためのルール整備
 - ・全国統一のルールの整備
 - ・全国的な受け入れ施設の情報ネットワークの構築
 - ・内閣府・厚生労働省が連携した広域連携のためのルール整備の早期実施
- 自立支援に資する環境整備
 - ・住宅や就労先確保における公的身元保証制度の創設
- DV被害者の受入れ環境の整備
 - ・高齢者、障害者等の特性に合わせた一時保護施設の整備支援
 - ・一時保護施設退所後の受入体制の整備支援
 - ・児童虐待対応との連携を進める枠組みづくり
 - ・男性被害者への対応体制づくりに対する支援
 - ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援
- 加害者更生の強力な推進
 - ・加害者更生のための実効性ある法的枠組みの整備
 - ・加害者更生プログラムの策定
- DV被害者に対する経済的支援
 - ・DV被害者世帯に対する母子世帯と同様の支援
- 民間の団体に対する援助に関する財源措置
- ライフステージに応じた女性の健康保持増進
 - ・女性の青壮年期、中・高齢期それぞれに対応した医療の普及啓発
- 女性に対する生涯を通じた保健・医療・福祉サービスを保障するシステムの確立
- 医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図るとともに、医療関係者の養成課程における性差医療に関する教育の実施
- 女性医師が仕事と家庭を両立できる環境整備の推進
- 周産期医療体制・小児医療体制の充実
- 学校教育及び家庭教育並びに社会教育における食育の推進
- 女性のチャレンジに向けた気運の醸成
 - ・チャレンジに関心の低い層に向けての、必要な情報提供